

当センターに寄せられた相談事例や、注意してほしいトラブルなどについて、市民の皆さんにお伝えします。不審に思われたら、まずご相談ください。

新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺に注意！！

「サラリーマンでも持続化給付金が受け取れる」と不審な誘いを受けた

相談事例

SNSでメッセージが届いた。特定の会社を通じて**持続化給付金**を申請すると、サラリーマンでも無職でも100万円の給付金が受け取れるというもの。「給付金を受け取った場合、その6割を代行会社と税理士に支払うことになる」というが怪しい。

10万円とは別にもらえる給付金、もう貰った？

え！なにそれ？

持続化給付金ってやつ！サラリーマンでももらえちゃうんだよ。

どうやってもらうの??

申請が必要だけど、代わりにやってくれる会社があるよ！

ひとつアドバイス

●**持続化給付金の不正受給を持ちかける誘いには絶対に乗らないでください。**

持続化給付金は事業者（個人事業者も含まれる）に対して支払われます。自身を事業者と偽って申請することは犯罪行為（詐欺罪）にあたると考えられます。

誘いに乗った消費者自身も罪に問われる可能性が高いです。

「サラリーマンでも無職でも持続化給付金が受け取れる」「自営していることにして申請すれば持続化給付金がもらえる」などといった、受給資格がない人に持続化給付金の不正受給を持ちかける非常に悪質な誘いには絶対に乗らないでください。

●**友人や知人、SNSを通じて誘いを受けてもきっぱり断りましょう。**

友人や知人から誘いを受けたという事例や、SNSを通じて誘われたという事例も寄せられています。不正受給は罪に問われる可能性が高いため、たとえ友人からの誘いであっても、きっぱりと断りましょう。



塩尻市消費生活センター

☎0263-52-0280（代）内線1129

相談日時：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8:30～17:15

または

消費者ホットライン

局番なし

イ ヤ ヤ
1 8 8

土・日・祝日も
相談できます